

連絡先：〒260 - 0033
 千葉市中央区春日 2-21-10-701
 電話：043-306-2856 F A X：043-306-2857
 e - m a i l : h i r o @ k a w a m u r a - s r . c o m

川村裕社労士事務所便り

従業員の「資格確認書」が会社宛に届いた場合の対応

「資格確認書」とは

令和 6 年 12 月 2 日以降、従来の健康保険証が新たに発行されなくなり、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行しています。

しかしながら、令和 7 年 5 月のマイナ保険証を利用した人の割合は 43.1%（推計値）と半数に届かず、マイナ保険証の利用登録解除を申請する人もいる（6 月の受付件数は 12,263 件）ため、マイナ保険証を保有していない人（マイナカードの電子証明書の有効期限切れの人も含む）すべてに、従来の健康保険証の有効期限内に「資格確認書」が申請によらず無償で交付されます。

この資格確認書は、マイナ保険証を使わずに医療機関等で保険診療を受けるために必要となる書面です。

送付対象者の自宅へ送付

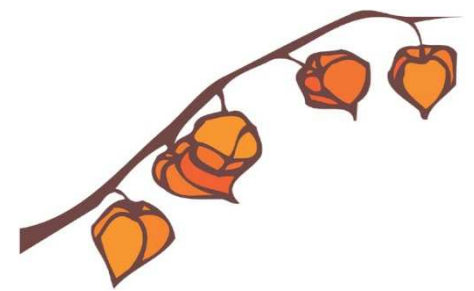
協会けんぽでは、令和 7 年 7 月下旬より順次、令和 7 年 12 月 2 日以降にマイナ保険証にて保険診療が受けられない人の資格確認書を、被保険者の自宅へと送付しています。

また、送付対象者がいる事業所に対して、送付対象者が掲載された一覧表を送付しています。

対象者宅に届かなかった場合は会社宛に送付

協会けんぽの発送した資格確認書が、被保険者の転居等により宛先不明となって届かない場合もあることから、その場合は会社宛に送付するとされており、届いた場合は速やかに本人に配付してほしいとされています。

なお、これらの対応は令和 7 年 4 月 30 日時点の情報に基づき行われているため、既に退職等により資格喪失している人について、一覧表に掲載されていたり資格確認書が届いたりする可能性があります。



【厚生労働省「中医協資料；医療 D X 推進体制整備加算等の要件の見直しについて」】

<https://www.mhlw.go.jp/content/10808000/001521280.pdf>

【厚生労働省「マイナンバーカードの健康保険証利用について」】

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08277.html

【全国健康保険協会「お知らせ（令和 7 年 8 月）】
<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/g1/r7-8/7080501/>

「19 歳以上 23 歳未満の被扶養者に係る認定について」の通達が公表されました

令和 7 年度税制改正において、特定扶養控除の要件の見直しおよび特定親族特別控除の創設が行われたことを踏まえ、健康保険法の被扶養者の認定対象者が 19 歳以上 23 歳未満である場合における取扱いについて、通達が公表されました。

認定対象者が 19 歳以上 23 歳未満である場合における取扱い

認定対象者の年間収入に係る認定要件のうち、その額を 130 万円未満とするものについて、当該認定対象者（被保険者の配偶者を除く。）が 19 歳以上 23 歳未満である場合にあっては 150 万円未満として取り扱うこと。

なお、当該認定対象者の年間収入の額に係る認定要件以外の取扱いについては、昭和 52 年通知と同じとされています。

昭和 52 年通知の内容

1．認定対象者」が被保険者と同一世帯に属している場合

(1) 認定対象者の年間収入が 130 万円未満（60 歳以上または一定の障害者は 180 万円未満）、かつ、被保険者の年間収入の二分の一未満である場合

(2) （1）の条件に該当しない場合であっても、認定対象者の年間収入が 130 万円未満（60 歳以上または一定の障害者は 180 万円未満）、かつ、被保険者の年間収入を上まわっておらず、被保険者がその世帯の生計維持の中心的役割を果たしていると認められるとき

2．認定対象者が被保険者と同一世帯に属していない場合

認定対象者の年間収入が、130 万円未満（60 歳以上または一定の障害者は 180 万円未満）、かつ、被保険者からの援助による収入額より少ない場合

船員保険法の被扶養者の認定について

上記に準じて取り扱うものとされています。

施行日

令和 7 年 10 月 1 日

大学生が扶養から外れないようにする就業調整をしていることを受け、人手不足解消の観点から、認定にかかる年間収入の要件を緩和したものです。大学生の子を扶養する被保険者がいる場合は、必ず押さえておきましょう。

【厚生労働省「19 歳以上 23 歳未満の被扶養者に係る認定について」】

<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T250724S0010.pdf>

令和 7 年度地域別最低賃金額改定の目安が公表されました

全国加重平均は 1,118 円、上昇額は過去最高

10 月の改定に向けて議論されている最低賃金について、令和 7 年 8 月 4 日に開催された第 71 回中央最低賃金審議会で、今年度の地域別最低賃金額改定の目安について答申が取りまとめられ、公表されました。

目安通りに各都道府県で引上げが行われた場合の全国加重平均は 1,118 円で、全国加重平均の上昇額は 63 円（昨年度は 51 円）となります。これは昭和 53 年度に目安制度が始まって以降で最高額となり、引上げ率は 6.0%（昨年度は 5.1%）となります。

全都道府県で 1,000 円超えに

今後は、この目安を参考に、各地方最低賃金審議会、地域における賃金実態調査や参考人の意見等も踏まえた調査審議のうえ、答申が行われ、各都道府県労働局長が地域別最低賃金額を決定することとなります。今年度は、この目安通りに引上げが行われれば、すべての都道府県で最低賃金が 1,000 円を超えることになります。

賃上げへの対応を

政府は、最低賃金を 2020 年代に全国平均で 1,500 円にするという目標を掲げており、近年、最低賃金については大幅な引上げが実施されているところです。

企業が賃上げを実施できるような環境づくりのため、生産性向上の支援として、各種の助成金等の拡充や、経営支援の強化が見込まれます。企業においては、このような国の支援策も確認しつつ、今後も続く賃上げの波に向けて、自社における影響やその対策については十分に検討していきたいところです。

【厚生労働省「令和 7 年度地域別最低賃金額改定の目安について」】

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_60788.html

9 月の税務と労務の手続提出期限 [提出先・納付先]

10 日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出 < 前月以降に採用した労働者がいる場合 > [公共職業安定所]

30 日

- 個人事業税の納付 < 第 1 期分 > [郵便局または銀行]
- 個人の道府県民税・市町村民税の納付 < 第 2 期分 > [郵便局または銀行]
- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 健康保険印紙受払等報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- 外国人雇用状況の届出（雇用保険の被保険者でない場合） < 雇入れ・離職の翌月末日 > [公共職業安定所]

～当事務所よりひと言～